

要 請 書

地方行財政・社会保障制度改革・環太平洋連携協定
・エネルギー政策と原子力発電所に関する決議

平成 2 6 年 6 月

北 海 道 市 長 会

地方行財政・社会保障制度改革・環太平洋連携協定 ・エネルギー政策と原子力発電所に関する決議

北海道の多くの自治体は税収基盤が脆弱なうえに、景気や雇用回復の遅れなどの厳しい社会経済状況のもとで、職員の削減等、徹底した行財政改革に取り組む一方、急速に進む高齢化社会に対応した福祉・医療サービスの充実や地域経済の振興など、地域住民の安全と安心を確保するため、懸命の努力をしているところであります。

こうしたなか、政府は、企業収益の伸びを雇用増や賃金・所得の上昇につなげる「経済の好循環」を創り上げることが目標に掲げるとともに、地方の活性化を最重要テーマとして、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めるほか、地方法人税収を再配分して過疎地においても財源を確保する仕組みを創るなどとしています。

今後、地方が持つ可能性を開花させ、元気な地方をつくることを目指し、北海道内の各都市が将来に向けて安定的に発展していくためには、地方税財源の充実・確保、社会保障制度の充実強化などについて、国において、その方向性や具体策を明確にした上で、地方とともに着実に推進することが肝要であります。

また、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）については、我が国の産業、経済など社会の根幹に影響する重大な問題であります。特に我が国最大の食料供給地域である北海道農業への影響は、非常に大きなものであります。

さらに、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故への対応については、被災地域の日も早い復興、除染や健康不安の払拭などの取組を一層強化するとともに、中・長期的なエネルギー政策のあり方について、必要な対策を講じることが重要であります。

また、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すべきであります。

このことから、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応に万全を期するよう、強く要請するものであります。

記

1 地方行財政の改革について

(1) 地方分権改革の推進に向けた、国と地方の役割分担の明確化、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小及び条例制定権の拡大については、分権型社会の実現に向け、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた一層の権限移譲や義務付け・枠付けの更なる見直しを図ること。

2 地方税財源の充実・確保等について

(1) 地方税について

- ① 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面5：5とすること。
- ② 平成26年度税制改正で決定された自動車関係税軽減等については、地方が減収となる財源を、国の配分比率の見直し等を含め、確実に確保すること。
- ③ 平成26年度税制改正で議論された、市町村の基幹税目である償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価格の5%を評価額の最低限度とする現行制度を堅持すること。
- ④ 経済財政諮問会議等において議論されている法人課税の改革に伴う地方の減収については、確実に代替財源を確保すること。

- ⑤ 消費税率の引上げに際して、地方自治体の事務に影響を及ぼすものについては、早期の対策を講じるとともに情報提供を確実に
行い、移行が円滑に進むようにすること。

また、これに伴い措置される臨時福祉給付金等については、給
付事務が円滑に進められるようにするとともに、事務費等の市町
村負担に十分配慮すること。

(2) 地方交付税について

- ① 地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものでなく、地方自
治体の固有・共有の財源であることを明確にするため、国の特別
会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること。
- ② 地方の財政運営には、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交
付税の確保が極めて重要であることから、平成27年度予算に向
けては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税な
どの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図るこ
と。

その際、常態化している地方財源不足の解消にあたっては、法
定率の引き上げにより対応すること。

- ③ 地方交付税の歳出特別枠や別枠加算については、リーマンショ
ックに伴う著しい景気後退等を受け、異例の対応として創設され
たが、道内の多くの市町村は税収基盤が脆弱であるとともに引き
続き厳しい財政状況であることから、これを維持すること。
- ④ 福祉、医療、子育て等の社会保障、教育・安全などの経常的行
政サービスの増大や、道路、橋梁、学校等の改修費用の増大など
真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、地方自治
体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額
に反映させること。

(3) 国庫補助負担金改革について

- ① 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、廃止し、財源移譲を進めること。その際、地方の自由度の拡大につながる国庫補助負担率の引き下げは決して行わないこと。

3 社会保障制度の充実強化について

- (1) 社会保障制度の抜本的見直しについては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（社会保障制度改革プログラム法）が平成25年12月に施行されたところであるが、今後、国における具体的な制度の検討にあたっては、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。

- (2) 社会保障・税番号制度の構築にあたっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、十分な調整・協議を行うとともに、導入にあたっては、混乱が生じることのないよう、国民への周知徹底と市町村への早期かつ十分な情報提供を行うこと。

また、制度の導入に伴い必要となるシステム改修等の経費については、地方自治体ごとに既存システムの開発時期や仕様等が大きく異なり、国が一律に示す開発事業費では対応できない市町村が多いことや、技術者不足から人件費の上昇や開発の遅れが懸念されている実態等を踏まえて、地方自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、複数年度における補助金の柔軟な執行にも配慮すること。

(3) 国民健康保険の保険者を都道府県とする制度の検討にあたっては、都道府県と市町村との役割分担や保険料格差是正などについて、市町村の意見を十分に聞きながら、慎重に対応すること。

あわせて、医療保険制度の一本化の理念実現に向け、国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平を図り、安定的で持続的な制度を構築するため、抜本改革に取り組むこと。

4 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）について

(1) ＴＰＰについては、北海道の基幹産業である農林水産業のみならず各産業分野、さらには、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、地方の農業者、商工業者、消費者など国民各層の意見をしっかりと聞いた上で、国民的議論を行うこと。

(2) ＴＰＰが国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。

(3) ＴＰＰ交渉にあたっては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

また、本道農業・農村の持続的な発展に支障が生じると見込まれる場合には、交渉から撤退するなど、万全の対応を行うこと。

5 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について

(1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。

(2) 国は東京電力とともに原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

(3) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

(4) 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、早急に福島第一原子力発電所の事故原因の究明を進め、得られる教訓や知見を踏まえた安全対策を講じることにより、安全の徹底を図ること。

また、各種防護対策の具体的な内容やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）についての検討結果を早急に示すなど、万全な防災対策を構築できるよう支援すること。

さらに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めること。

(5) 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信すること。

以上、決議する。

平成26年5月14日

北 海 道 市 長 会